

第7回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会	資料1
2023（令和5）年2月2日	

母子保健情報のデジタル化について

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充
2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

① 母子保健情報の拡充に関わる考え方の整理

② 母子保健情報の把握状況と電子化（データ化）の状況

③ マイナポータルに新たに追加する母子保健情報

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

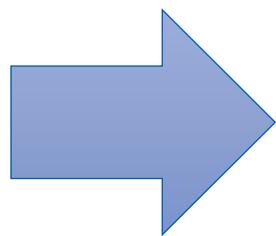
「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書」 において電子化された母子保健情報のポイント

事業の選定の考え方

- 母子保健事業の健診のうち、法律に基づき実施されているか実施率が非常に高く、国が検査項目等を示しているもの（3～4ヶ月健診、1歳6ヶ月健診、3歳児健診、妊婦健診）を対象

項目の選定の考え方

- 省令等で示されている項目のうち、こどもの健やかな育ちや本人の健康行動等に寄与する情報、本人又は保護者が閲覧することに適した情報、信頼性が高い情報、電子化に適した情報等に該当する項目を対象



- 3～4ヶ月健診、1歳6ヶ月健診、3歳児健診、妊婦健診以外の健診や、健診以外の母子保健事業については、現状、標準的な電子的記録様式等による電子化の対象となっていない
- 3～4ヶ月健診、1歳6ヶ月健診、3歳児健診、妊婦健診についても、現状、標準的な電子的記録様式等による電子化の対象となっていない項目が存在する

マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充の考え方①

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より（一部改変）

マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充について、「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書」を参考に、まずは以下のような考え方で進める。

電子化の目的について

- こどもの健康履歴を本人又は保護者が一元的に閲覧し、こどもの健康を管理することにより次世代を担うこどもの健やかな育ちに資することに活用
- 妊娠中の健康履歴を女性の生涯にわたる健康情報の一部として本人が閲覧し、一元的に自身の健康を管理することにより、健康行動に寄与することや、次回以降の妊娠の際、必要に応じて保健医療関係者に情報提供することで、適切な妊娠管理に資する
- 転居やこどもの成長に応じて、他の市町村に引き継がれることにより、効率的・効果的な行政事務や、保健指導等を行うことに活用

電子化の対象となる母子保健事業の選定について

- 全国で統一された標準的な記録様式を定める観点から、自治体を実施する母子保健事業のうち、母子健康手帳省令様式等において項目が示されているものを対象とする。
- 「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書」で電子化の対象となった3～4か月・1歳6か月・3歳児健診、妊婦健診以外の母子保健事業についても、すでに多くの市町村で電子化されているものがあることから、追加的な電子化の対象として検討を行う。

マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充の考え方②

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より（一部改変）

マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充について、「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書」を参考に、まずは以下のような考え方で進める。

電子化の対象となる項目の選定について

- **標準的な電子的記録様式**としては、PHRの観点から、以下の基準で選定
 - ア) こどもの健やかな育ちに資する情報や、本人の健康行動や次回以降の適切な妊娠管理に寄与する情報
 - イ) 本人（こどもについては保護者も）が閲覧することに適した情報
 - ウ) 信頼性が高い情報（専門家の判断等による情報）
 - エ) 電子化に適した情報（定量化・コード化可能な情報）
- **最低限電子化すべき情報**としては、上記の項目のうち、他の市町村に引き継がれることにより、行政事務や保健指導等の効率的・効果的な運用に資する最低限必要な項目を、以下の基準で選定
 - ア) 連続的なデータとして把握することで得られる、一貫した保健指導に必要な情報
 - イ) 母子保健事業の実施に当たって必ず必要な情報
 - ウ) 市町村において、一定程度電子化が進んでいる情報

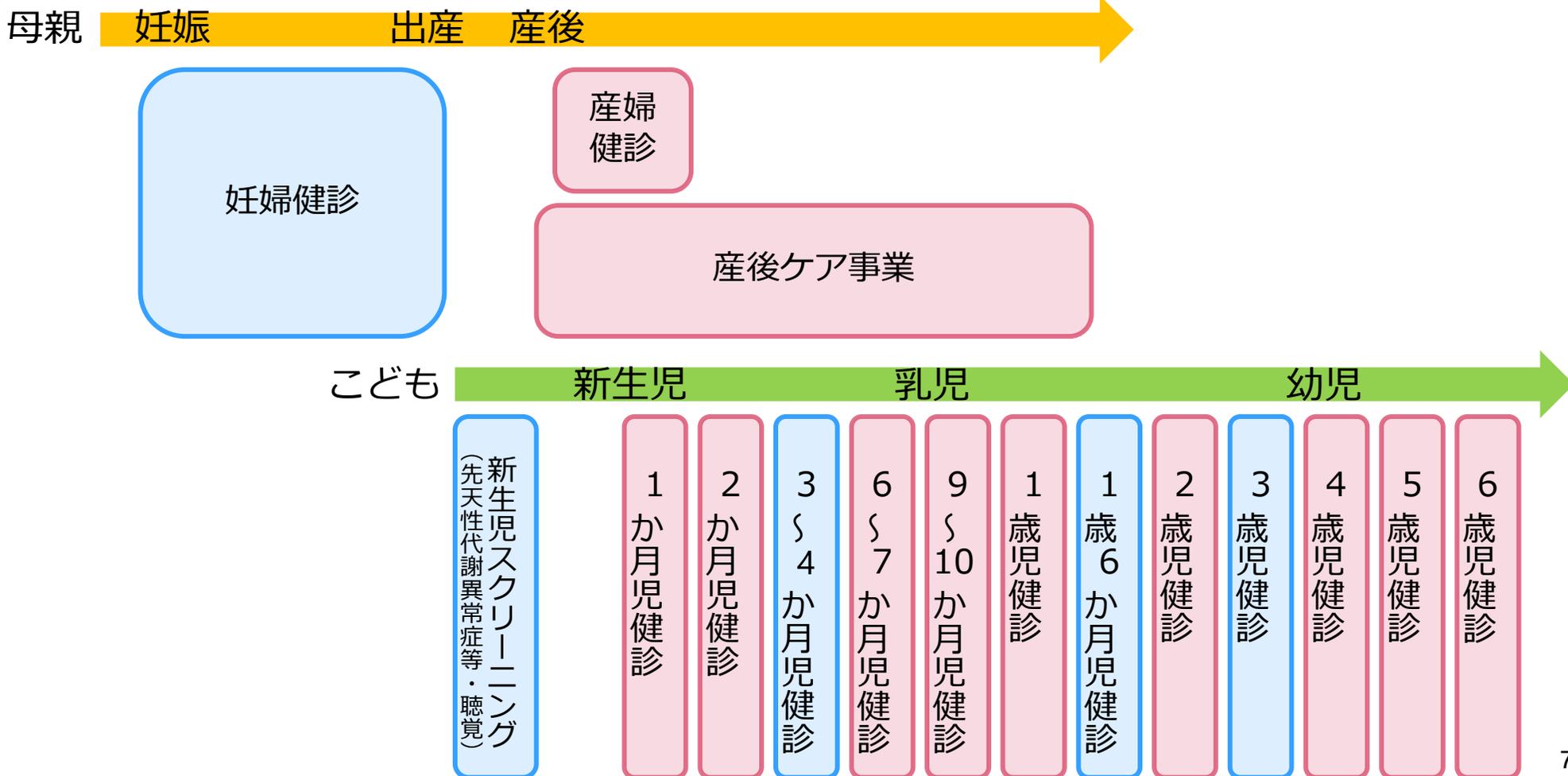
現時点でマイナポータルへの項目追加が可能と考えられる 母子保健事業について

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より（一部改変）

○ まずは、PHRの観点から、市町村が実施する母子保健事業のうち、母子健康手帳省令様式において項目が示されているものについて、追加的な電子化（マイナポータルへの項目追加）の対象として検討を進める。

※ 厚生労働省・こども家庭庁における母子保健情報デジタル化実証事業等の議論の進捗を踏まえて更なる追加を検討

青：一部電子化済、赤：今回新たに電子化の対象として検討



1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

① 母子保健情報の拡充に関わる考え方の整理

② 母子保健情報の把握状況と電子化（データ化）の状況

③ マイナポータルに新たに追加する母子保健情報

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

乳幼児健診※の情報の電子化（データ化）の状況

※3～4か月・1歳6か月・3歳児健診

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より（一部改変）

- 最低限電子化すべき情報、出生児の情報、予防接種の情報は多くの市町村で電子化されている。
- その他の乳幼児健診の情報（標準的な電子的記録様式）についても、概ね7割程度の市町村で電子化されている。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
最低限電子化すべき情報	485	91.9	451	99.6	478	99.6	277	98.9	1,691	97.1
標準的な電子的記録様式										
出生時の情報	400	75.8	403	89.0	438	91.3	253	90.4	1,494	85.8
先天性マススクリーニング情報	335	63.4	328	72.4	383	79.8	205	73.2	1,251	71.9
発達の情報	356	67.4	354	78.1	376	78.3	217	77.5	1,303	74.8
医師診察所見の情報	368	69.7	372	82.1	387	80.6	218	77.9	1,345	77.3
歯科診察所見の情報	397	75.2	376	83.0	410	85.4	238	85.0	1,421	81.6
眼科・耳鼻咽喉科所見の情報	280	53.0	308	68.0	332	69.2	209	74.6	1,129	64.8
育児環境等の情報	339	64.2	344	75.9	385	80.2	213	76.1	1,281	73.6
予防接種の情報	484	91.7	430	94.9	457	95.2	249	88.9	1,620	93.0
回答自治体数	528	100	453	100	480	100	280	100	1,741	100

妊婦健診の情報の把握状況

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

○ ほぼ全ての市町村で、妊婦健診の受診状況、出産時の児の状態についての情報を把握※している。

※全対象者のうち、おおむね50～75%又は75～100%の対象者について把握

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
妊婦健診の受診状況	524	99.2	450	99.3	466	97.1	260	92.9	1,700	97.6
各回の妊婦健診において実施する事項	470	89.0	414	91.4	428	89.2	232	82.9	1,544	88.7
血液型、血算等の検査結果	343	65.0	289	63.8	285	59.4	138	49.3	1,055	60.6
感染症の検査結果（B型肝炎抗原等）	434	82.2	352	77.7	364	75.8	177	63.2	1,327	76.2
感染症の検査結果（HIV抗体等）	340	64.4	284	62.7	293	61.0	138	49.3	1,055	60.6
子宮頸がん検診の結果	378	71.6	326	72.0	341	71.0	183	65.4	1,228	70.5
妊婦の歯の状態	153	29.0	109	24.1	138	28.8	69	24.6	469	26.9
出産の状態	496	93.9	423	93.4	407	84.8	181	64.6	1,507	86.6
出産時の児の状態	513	97.2	438	96.7	448	93.3	225	80.4	1,624	93.3
妊娠中の喫煙や飲酒に関する情報	484	91.7	416	91.8	427	89.0	210	75.0	1,537	88.3
回答自治体数	528	100.0	453	100.0	480	100.0	280	100.0	1,741	100.0

母子保健課調べ（令和4年9月）

妊婦健診の情報の電子化（データ化）の状況

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 健診の受診状況、各回の健診で実施する項目、出産時の児の状態の情報は多くの自治体で電子化されている。
- 妊婦の歯の状態、HIV抗体等の性感染症の検査結果については、相対的に電子化が進んでいない。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
妊婦健診の受診状況	407	77.1	402	88.7	432	90.0	234	83.6	1,475	84.7
各回の健診で実施する事項（診察日、体重等）	340	64.4	357	78.8	387	80.6	195	69.6	1,279	73.5
血液型、血算等の検査結果	218	41.3	239	52.8	234	48.8	118	42.1	809	46.5
感染症の検査結果（B・C型肝炎、風疹等）	286	54.2	311	68.7	317	66.0	161	57.5	1,075	61.7
感染症の検査結果（梅毒・HIV等）*	207	39.2	234	51.7	235	49.0	110	39.3	786	45.1
子宮頸がん検診の結果	246	46.6	288	63.6	299	62.3	153	54.6	986	56.6
妊婦の歯の状態	152	28.8	188	41.5	214	44.6	140	50.0	694	39.9
出産の状態	274	51.9	302	66.7	325	67.7	143	51.1	1,044	60.0
出産時の児の状態	358	67.8	384	84.8	424	88.3	214	76.4	1,380	79.3
妊娠中の喫煙や飲酒に関する情報	267	50.6	310	68.4	344	71.7	184	65.7	1,105	63.5
社会的支援の必要性	178	33.7	212	46.8	272	56.7	178	63.6	840	48.2
市区町村における支援の経過	217	41.1	243	53.6	315	65.6	202	72.1	977	56.1
回答自治体数	528	100	453	100	480	100	280	100	1,741	100

* 標準的な電子的記録様式に含まれない項目

母子保健課調べ（令和4年9月）

産婦健診の情報の把握状況

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

○ 産婦健診を実施している市町村のうち、ほぼ全ての市町村で、産婦健診の情報を把握※している。

※全対象者のうち、おおむね50～75%又は75～100%の対象者について把握

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
産婦健診の受診状況	391	98.5	328	97.3	332	96.5	184	96.3	1,235	97.3
産婦健診の診察結果 (EPDSを除く)	380	95.7	317	94.1	325	94.5	175	91.6	1,197	94.3
産婦健診のEPDSの結果	352	88.7	311	92.3	316	91.9	0	0.0	1,157	91.2
回答自治体数	397	100	337	100	344	100	191	100	1,269	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

※産婦健診を実施している自治体に限って調査・集計

* EPDS：エジンバラ産後うつ病自己評価票

産婦健診の情報の電子化（データ化）の状況

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 産婦健診を実施している市町村のうち、7割程度の市町村で、健診の受診状況、診察検査結果、EPDSの結果について電子化されている。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
産婦健診の受診状況	265	66.8	267	79.2	297	86.3	171	89.5	1,000	78.8
産婦健診の診察結果 (EPDSを除く)	241	60.7	248	73.6	286	83.1	158	82.7	933	73.5
産婦健診のEPDSの結果	227	57.2	245	72.7	285	82.8	169	88.5	926	73.0
産婦健診後の支援の必要性	162	40.8	188	55.8	241	70.1	160	83.8	751	59.2
回答自治体数	397	100.0	337	100.0	344	100.0	191	100.0	1,269	100.0

母子保健課調べ（令和4年9月）

※産婦健診を実施している自治体に限って調査・集計

*EPDS：エジンバラ産後うつ病自己評価票

産後ケア事業の情報の把握状況

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

○ ほとんどの自治体（83.4%）で、産後ケア事業の利用状況を把握※している。

※全対象者のうち、おおむね50～75%又は75～100%の対象者について把握

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
産後ケアの利用状況 (利用日、利用回数等)	394	75.2	375	83.0	424	88.9	252	90.0	1,445	83.4
回答自治体数	524	100	452	100	477	100	280	100	1,733	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

産後ケアの情報の電子化（データ化）の状況

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 43.9%の市町村で、産後ケアの利用状況について電子化されている。人口希望の大きい市町村では電子化されている割合が多い一方、人口規模の小さい市町村では、電子化されている割合が少ない。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
産後ケアの利用状況 (利用日、利用回数等)	138	26.2	179	39.5	254	53.1	191	68.2	762	43.9
回答自治体数	526	100	453	100	478	100	280	100	1,737	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

その他の母子保健事業の情報の電子化（データ化）の状況

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 妊娠の届出時や新生児訪問指導などでのアンケート・面談等の記録、乳幼児健診（3～4か月・1歳6か月・3歳児健診以外）のデータは、相対的に多くの市町村で電子化されている。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
妊娠の届出時や新生児訪問指導などでのアンケート・面談等の記録	233	44.1	282	62.3	339	70.6	236	84.3	1,090	62.6
両親学級や産前産後ケア事業などの利用状況	98	18.6	160	35.3	233	48.5	191	68.2	680	39.1
未熟児出生連絡票などの医療機関との連絡の記録	127	24.1	131	28.9	182	37.9	169	60.4	609	35.0
乳幼児健診(3～4ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児健診以外)	384	72.7	383	84.5	406	84.6	248	88.6	1,421	81.6
その他	20	3.8	33	7.3	61	12.7	53	18.9	167	9.6
回答自治体数	528	100	453	100	480	100	280	100	1,741	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

- ① 母子保健情報の拡充に関わる考え方の整理
- ② 母子保健情報の把握状況と電子化（データ化）の状況

③ マイナポータルに新たに追加する母子保健情報

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

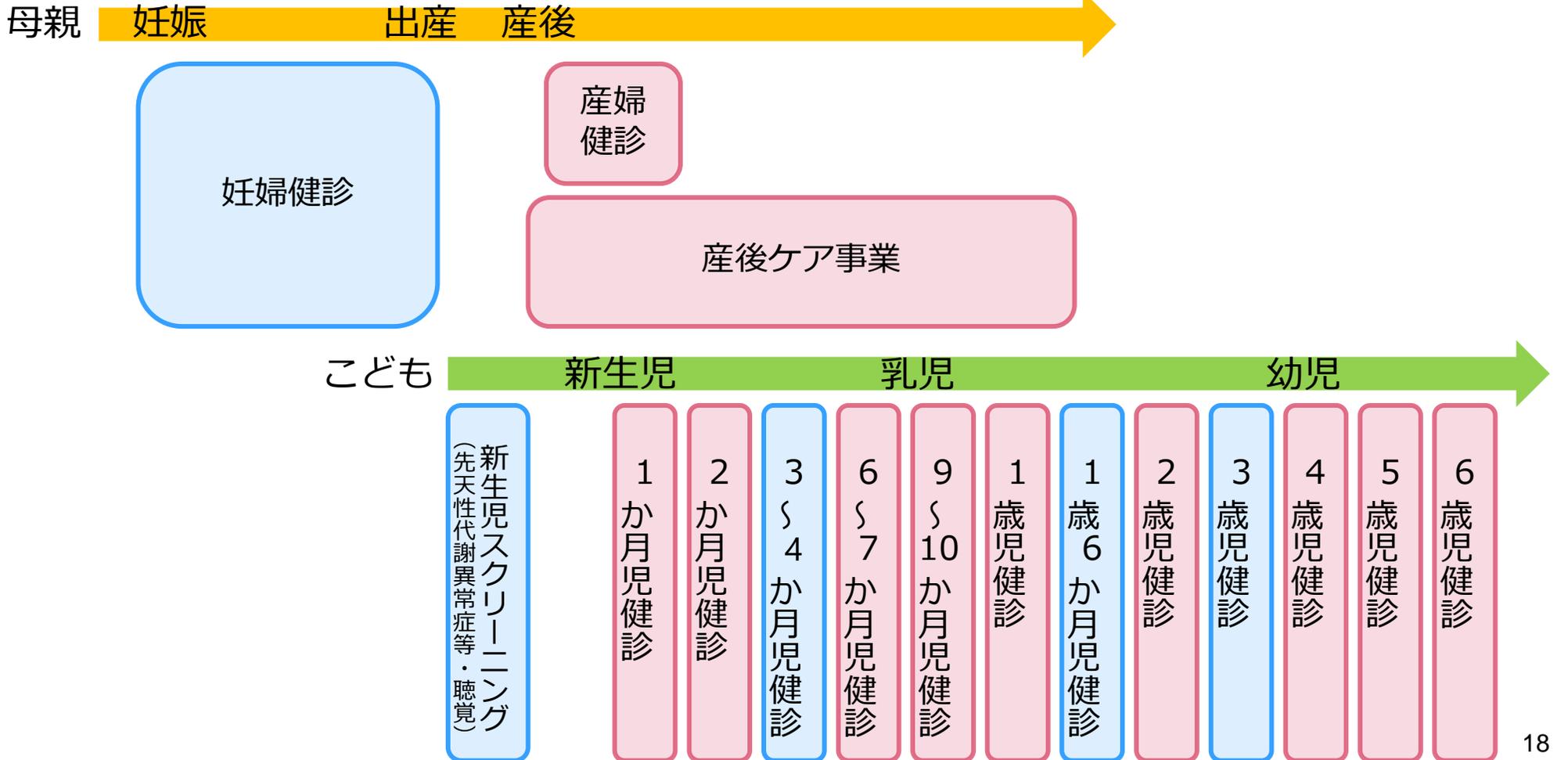
現時点でマイナポータルへの項目追加が可能と考えられる 母子保健事業について

再掲

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より（一部改変）

- まずは、PHRの観点から、市町村が実施する母子保健事業のうち、母子健康手帳省令様式において項目が示されているものについて、追加的な電子化（マイナポータルへの項目追加）の対象として検討を進める。
- ※ 厚生労働省・こども家庭庁における母子保健情報デジタル化実証事業等の議論の進捗を踏まえて更なる追加を検討

青：一部電子化済、赤：今回新たに電子化の対象として検討



① 妊産婦に関する情報

- 妊婦健診の情報（妊娠中の経過等）について、医療機関から自治体への情報共有が進んでいること等を踏まえ、新たに「最低限電子化すべき情報」に追加してはどうか。また、妊婦の健康状態（喫煙、飲酒）や感染症検査等の情報について、機微に触れる情報ではある一方で、PHRとして本人が確認することによる医学的な意義があること、市町村における電子化が一定程度進んでいること等を踏まえ、新たに「標準的な電子的記録様式」に追加してはどうか。
- 産婦健診、産後ケア事業の情報及びEPDS等のアセスメントの実施に関する情報について、自治体における電子化の状況や今後新たに母子健康手帳の省令様式に追加されたこと、産後の一貫した保健指導に重要な情報であること等を踏まえ、新たに「最低限電子化すべき情報」に追加してはどうか。

	新たに 「標準的な電子的記録様式」 に追加する項目	新たに 「最低限電子化すべき情報」 に追加する項目
妊婦健診	妊婦の健康状態 妊娠中の喫煙、飲酒 感染症検査 HIV抗体、梅毒血清反応、 性器クラミジア、B群溶血性レンサ球菌	妊娠中の経過 ※ 受診回数、受診日、妊娠週数、妊娠前の 体重、身長（初回）、健診時体重 感染症検査等 ※ B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、風疹抗体、 HTLV-1抗体、子宮頸がん検診 出生時の児の状態 ※ 妊娠期間、性別、出生児数、体重、身長
産婦健診	-	受診回数、受診日、産後日月数、子宮復古、 悪露、血圧、尿蛋白、尿糖、体重
産後ケア事業	-	実施日、方法
アセスメント	-	（EPDS等の）アセスメントの実施

※いずれも、現在すでに「標準的な電子的記録様式」に含まれる項目

※「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）

母子健康手帳省令様式及び告示※で示している項目

標準的な電子的記録様式等に含まれる項目

- 各回の妊婦健康診査において実施する項目
→妊娠週数、体重、妊娠高血圧症候群の所見、妊娠糖尿病の所見等
- 必要に応じた医学的検査の結果
→血液型、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、風疹抗体等
- 妊娠中の歯の状態
→要治療のむし歯、歯石、歯肉の炎症等
- 出産の状態
→妊娠期間、分娩経過、出血量等
- 出産時の児の状態
→性別、数、体重、身長等

標準的な電子的記録様式等に含まれていない項目

- 機微に触れる情報など電子化に必ずしも適した情報といえない項目
→妊娠中の喫煙・飲酒に関する情報、梅毒・HIV等の性感染症、流産・死産の情報等

② 乳幼児に関する情報

- 新生児スクリーニングの情報について、自治体における電子化の状況や市町村における受検の把握が進んでいること等を踏まえ、新たに「最低限電子化すべき情報」に追加してはどうか。
- 3～4か月・1歳6か月・3歳児健診以外の乳幼児健診の情報について、自治体における電子化の状況等を踏まえ、新たに「標準的な電子的記録様式」に追加してはどうか。
- 現在、精密健康診査に関する情報は1歳6か月・3歳児健診についてのみデータ項目が設定されているが、それ以外の乳幼児健診における精密健康診査に関する情報についても、新たに「標準的な電子的記録様式」に追加してはどうか。
- 1歳6か月・3歳児健診について、新たに母子健康手帳の省令様式に追加された情報について、新たに「標準的な電子的記録様式」に追加してはどうか。

	新たに 「標準的な電子的記録様式」 に追加する項目	新たに 「最低限電子化すべき情報」 に追加する項目
新生児 スクリーニング	—	先天性代謝異常等検査※ 新生児聴覚検査※
乳幼児健診 (3～4か月・1歳6か 月・3歳児健診以外)	健診実施日、健診実施時年月齢、身長、 体重、頭囲、判定 精密健康診査受診日、所見又は今後の処置	—
3～4か月児健診	精密健康診査受診日、所見又は今後の処置	—
1歳6か月児健診	歯の形態・色調	
3歳児健診	屈折検査 歯の形態・色調	—

※現在すでに「標準的な電子的記録様式」に含まれる項目

乳幼児健診の項目における電子化（「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」） の状況について

参考

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より（一部改変）

※「乳幼児に対する健康診査について」（平成10年4月8日付
児母発29号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）

母子健康手帳省令様式及び通知※で示している項目 （3～4か月・1歳6か月・3歳児健診）

標準的な電子的記録様式等に含まれる項目

※赤字は最低限電子化すべき情報

- 健診受診日、健診受診時月齢
- 身体測定 → 身長、体重、頭囲、胸囲
- 診察所見 → 診察所見、歯科所見、育児環境等（栄養、母乳、離乳）に関する情報、診察所見の判定結果、歯科所見の判定結果
- 精密健康診査受診票 → 精密健康診査依頼日、受診日、所見・今後の処置
- その他基本情報 → 妊娠及び分娩歴、出生体重・身長、先天性代謝異常症等検査、新生児聴覚検査（精密検査を含む）、発達に関する情報

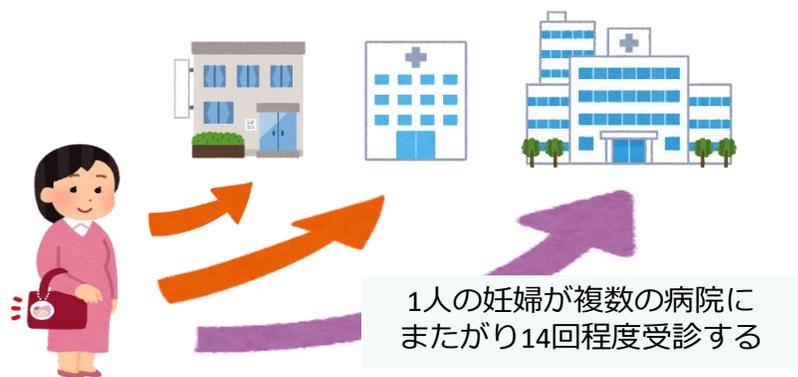
標準的な電子的記録様式等に含まれていない項目

- 機微に触れる情報 → 養育環境や児童虐待の疑いに関する項目等
- 保護者に関する情報 → 妊娠中の喫煙や飲酒の状況、子育ての状況に関する項目等
- 自由記載等電子化しにくい情報 → 健康相談の内容、指導内容等
- その他 → 屈折検査の結果(3歳児健診)等 ※今般の省令様式見直しにて追加

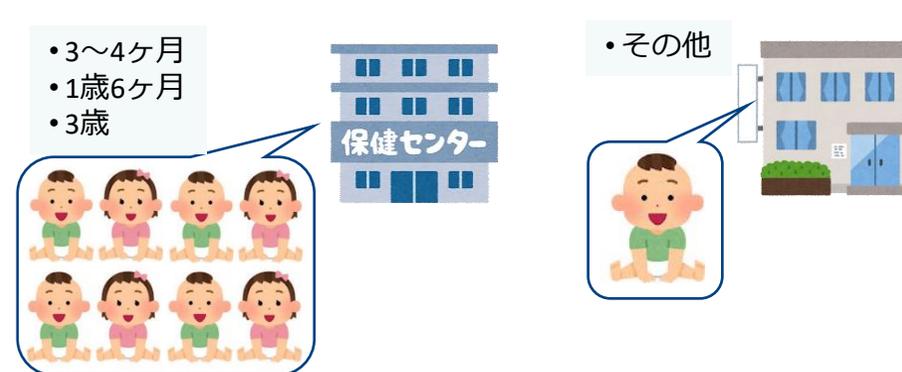
1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充
- 2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題**

母子保健情報デジタル化に向けたボトルネック

妊婦健診（個別健診）



乳幼児健診（集団＋個別健診）



どのような情報を収集する？

誰が情報を電子化・デジタル化する？

誰がどのように情報管理する？

誰がどのように情報を利用する？



本検討会にて今後検討予定
内容に加え規格も重要

自治体がすべて入力は困難
リーチできない情報をどのように取得？

マイナポータルとの連携を視野
複数箇所の情報をどのように管理？

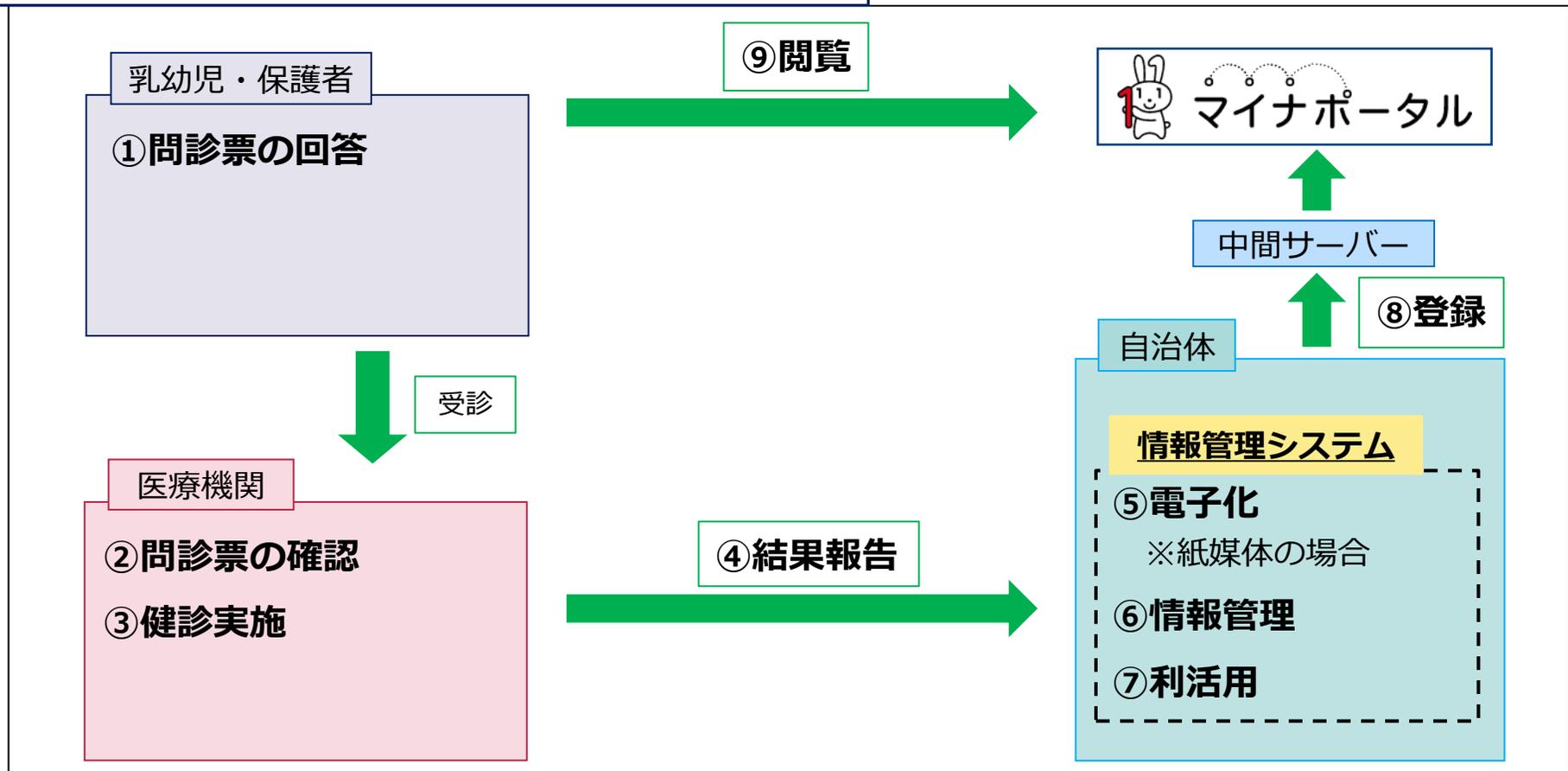
デジタル化による利用者（国民）
や管理者（自治体等）の利点は？

母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題の議論について

- 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題を議論するに当たり、乳幼児健診（個別健診）を例にして、情報の流れに関する現行のプロセスを以下のように整理した上で、プロセスごとに現状と課題を検討する。
 - 本検討会で議論された現状と課題を踏まえて、今後、実証事業や研究を通して対応策を検討していく。
- ※ 将来的な議論においては、現行のプロセスを前提としない情報のやり取りの仕組み等についても検討・検証を行うことも考慮すべき。

例：乳幼児健診（個別健診）の情報の流れ（概略図）

※集団健診による乳幼児健診や妊婦健診についても、プロセスの多くは共通



1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

➤ **①問診票の回答、②問診票の確認**

➤ ③健診実施、④結果報告

➤ ⑤電子化

➤ ⑥情報管理

➤ ⑦利活用

➤ ⑧登録、⑨閲覧

母子保健情報のデジタル化のプロセスにおける現状と課題①

①問診票の回答、②問診票の確認

現状	課題
<ul style="list-style-type: none">・先進的な自治体では、アプリ等を活用したデジタル化を行っているが、多くの市町村では、紙の問診票で運用している。・3～4か月・1歳6か月・3歳児健診については、健やか親子21の指標に基づく問診票が通知で示されており、地域でも活用されている一方で、自治体独自の問診項目を追加している場合がある。	<ul style="list-style-type: none">・医療機関に委託して実施される個別健診の場合、自治体が問診票の回答内容を把握するまでにタイムラグがある。・母子保健情報を医療機関・市町村間で電子的につなぐ仕組みが確立されていない。

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

➤ ①問診票の回答、②問診票の確認

➤ **③健診実施、④結果報告**

➤ ⑤電子化

➤ ⑥情報管理

➤ ⑦利活用

➤ ⑧登録、⑨閲覧

乳幼児健診（個別健診）の結果の医療機関から市町村への報告様式の設定の有無

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 乳幼児健診（個別健診）の結果の医療機関から市町村への報告様式について、ほぼ全ての市町村（91.7%）で手書きの報告様式を定めていた。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
手書きの様式	184	94.4	182	91.5	226	92.2	185	88.9	777	91.7
電子的に入力可能な様式	1	0.5	12	6.0	16	6.5	22	10.6	51	6.0
様式は定めていない	10	5.1	5	2.5	3	1.2	1	0.5	19	2.2
回答自治体数	195	100	199	100	245	100	208	100	847	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

※個別健診の乳幼児健診を実施している自治体に限って調査・集計

乳幼児健診（個別健診）の結果の医療機関から市町村への報告方法

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 乳幼児健診（個別健診）の結果の医療機関から市町村への報告は、ほとんどの市町村（85.0%）で紙媒体の郵送により行われている。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)
郵送(紙媒体)	174	89.2	165	82.9	214	87.3	167	80.3	720	85.0
郵送(電子媒体)	5	2.6	5	2.5	11	4.5	6	2.9	27	3.2
FAX	2	1.0	0	0.0	1	0.4	3	1.4	6	0.7
メール	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0.0	1	0.1
電話	19	9.7	20	10.1	14	5.7	13	6.3	66	7.8
その他	21	10.8	31	15.6	51	20.8	66	31.7	169	20.0
回答自治体数	195	100	199	100	245	100	208	100	847	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

※個別健診の乳幼児健診を実施している自治体に限って調査・集計

乳幼児健診の情報が電子化（データ化）されるまでの期間

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 乳幼児健診の情報が健診終了後から電子化されるまで、2週間未満である市町村が最も多い（40.1%）。
- 大部分の市町村（89.7%）では、**健診終了後2ヶ月以内に電子化**されている。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
2週間未満	251	48.2	186	41.1	174	36.3	84	30.0	695	40.1
2週間以上1ヶ月未満	132	25.3	159	35.1	190	39.6	74	26.4	555	32.0
1ヶ月以上2ヶ月未満	65	12.5	73	16.1	85	17.7	82	29.3	305	17.6
2ヶ月以上3ヶ月未満	25	4.8	27	6.0	21	4.4	34	12.1	107	6.2
3ヶ月以上	48	9.2	8	1.8	10	2.1	6	2.1	72	4.2
回答自治体数	521	100	453	100	480	100	280	100	1,734	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

妊産婦健診の結果の医療機関から市町村への報告様式の設定の有無

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 妊産婦健診の結果の医療機関から市町村への報告様式について、ほとんどの市町村（86.3%）で手書きの報告様式を定めていた。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
手書きの様式	446	87.8	377	85.3	409	87.0	234	84.2	1,466	86.3
電子的に入力可能な様式	10	2.0	32	7.2	25	5.3	28	10.1	95	5.6
様式は定めていない	52	10.2	33	7.5	36	7.7	16	5.8	137	8.1
回答自治体数	508	100	442	100	470	100	278	100	1,698	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

妊産婦健診の結果の医療機関から市町村への報告方法

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 妊産婦健診の結果の医療機関から市町村への報告は、ほとんどの市町村（89.5%）で紙媒体の郵送により行われている。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
郵送(紙媒体)	480	90.9	404	89.2	439	91.5	235	83.9	1,558	89.5
郵送(電子媒体)	16	3.0	17	3.8	31	6.5	13	4.6	77	4.4
FAX	1	0.2	3	0.7	5	1.0	6	2.1	15	0.9
メール	4	0.8	2	0.4	8	1.7	1	0.4	15	0.9
電話	103	19.5	109	24.1	113	23.5	47	16.8	372	21.4
その他	37	7.0	57	12.6	61	12.7	56	20.0	211	12.1
回答自治体数	528	100	453	100	480	100	280	100	1,741	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

妊婦健診の情報が電子化（データ化）されるまでの期間

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 妊婦健診の情報が健診終了後から電子化されるまで、1か月以上2か月未満である市町村が最も多い（42.0%）。
- 大部分の市町村（82.4%）では、**健診終了後3ヶ月以内に電子化**されている。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
2週間未満	22	4.3	10	2.3	13	2.8	2	0.7	47	2.8
2週間以上1か月未満	46	9.1	36	8.1	22	4.7	7	2.5	111	6.5
1か月以上2か月未満	211	41.5	204	46.2	194	41.3	103	37.1	712	42.0
2か月以上3か月未満	96	18.9	140	31.7	187	39.8	106	38.1	528	31.1
3か月以上	25	4.9	15	3.4	17	3.6	15	5.4	72	4.2
電子データ化していない	108	21.3	37	8.4	37	7.9	45	16.2	227	13.4
回答自治体数	508	100	442	100	470	100	278	100	1,697	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

産婦健診の情報が電子化（データ化）されるまでの期間

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 産婦健診の情報が健診終了後から電子化されるまで、1か月以上2か月未満である市町村が最も多い（40.0%）。
- 大部分の市町村（79.3%）では、**健診終了後3ヶ月以内に電子化**されている。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
2週間未満	13	3.4	9	2.8	8	2.4	3	1.6	33	2.7
2週間以上1ヶ月未満	32	8.4	23	7.1	18	5.4	5	2.6	78	6.4
1ヶ月以上2ヶ月未満	150	39.6	139	42.8	132	39.5	70	37.0	491	40.0
2ヶ月以上3ヶ月未満	64	16.9	96	29.5	127	38.0	84	44.4	371	30.2
3ヶ月以上	12	3.2	9	2.8	14	4.2	9	4.8	44	3.6
電子データ化していない	108	28.5	49	15.1	35	10.5	18	9.5	210	17.1
回答自治体数	379	100	325	100	334	100	189	100	1,227	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

※産婦健診を実施している自治体に限って調査・集計

産後ケア事業の情報が電子化（データ化）されるまでの期間

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 産後ケア事業の情報は、半数の市町村（55.7%）では電子化されていない。
- 情報を電子化している市町村では、**産後ケア事業終了後2ヶ月以内に電子化**されている場合が多い。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
2週間未満	30	5.9	44	10.0	62	13.2	35	12.6	171	10.1
2週間以上1ヶ月未満	37	7.3	47	10.6	68	14.5	49	17.6	201	11.9
1ヶ月以上2ヶ月未満	75	14.8	69	15.6	108	23.0	88	31.7	340	20.0
2ヶ月以上3ヶ月未満	8	1.6	3	0.7	10	2.1	5	1.8	26	1.5
3ヶ月以上	6	1.2	3	0.7	1	0.2	3	1.1	13	0.8
電子データ化していない	350	69.2	276	62.4	221	47.0	98	35.3	945	55.7
回答自治体数	506	100	442	100	470	100	278	100	1,696	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

母子保健情報のデジタル化のプロセスにおける現状と課題②

③健診実施、④結果報告

現状	課題
<ul style="list-style-type: none">・ 3～4か月・1歳6か月・3歳児健診については通知で健診票等を、妊婦健診については告示で望ましい基準、通知で医療機関から市町村に情報提供する項目を示している。・ 個別健診の場合、多くの市町村で紙（手書き）の報告様式を定めており、紙媒体で報告している。・ 機器を用いた測定の際には、得られた結果を健診票や母子健康手帳に転記する作業が必要。・ 市町村によっては、国保連を通して請求されるため、紙の健診結果が市町村に届くまで約2ヶ月ほどの時間がかかる場合がある。・ 医療機関から自治体システムに、通信によって情報連携することが困難。	<ul style="list-style-type: none">・ 取得すべき母子保健情報の規格の標準化を進めていくことが重要。・ 医療機関が電子的に入力する場合、医療機関の負担が増える可能性がある。・ 紙で運用されている報告様式については、自治体が健診結果を把握するまでに時間がかかる。・ 医療機関の母子保健情報を妊婦・保護者等や市町村に電子的につなぐ仕組みが確立されていない。

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

➤ ①問診票の回答、②問診票の確認

➤ ③健診実施、④結果報告

➤ **⑤電子化**

➤ ⑥情報管理

➤ ⑦利活用

➤ ⑧登録、⑨閲覧

情報管理システムへのデータ入力の方法

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 多くの市町村（83.5%）で自治体職員が健康管理システムへのデータ入力を行っている。
- H29年の結果と単純比較すると、自治体職員が入力する割合は減少している（87.6→83.5%）。特に、人口3万人以上の市町村ではその減少幅が大きい。一方、人口規模の小さい市町村では、依然として自治体職員が入力する割合が大きい。

母子保健課調べ (令和4年9月)	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計		
	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	
回収率：100% (1,741 / 1,741市区町村)	(健診現場での)										
	システムへの直接入力										
	24	5.0	18	4.0	23	4.8	6	2.2	71	4.2	
	OCR等の自動読み込み										
	0	0.0	1	0.2	9	1.9	35	12.5	45	2.7	
	外部業者への委託										
	2	0.4	8	1.8	24	5.0	37	13.3	71	4.2	
	自治体職員による入力										
	452	94.2	415	92.4	395	82.3	148	53.0	1,410	83.5	
	その他										
	2	0.4	7	1.6	29	6.0	53	19.0	91	5.4	
	回答自治体数										
	480	100	449	100	480	100	279	100	1,688	100	

<参考> H29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊産婦及び乳幼児に実施する健康診査等の情報管理に関する調査研究」

第1回データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会（平成30年4月25日）資料2を改変	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計		
	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	
回収率：69.3% (1,207 / 1,741市区町村)	(健診現場での)										
	システムへの直接入力										
	12	6.4	20	7.3	31	8.6	26	11.4	89	8.5	
	OCR等の自動読み込み										
	0	0.0	4	1.5	11	3.1	33	14.5	48	4.6	
	外部業者への委託										
	1	0.5	10	3.7	33	9.2	81	35.5	125	11.9	
	自治体職員による入力										
	177	94.1	251	91.9	322	89.7	168	73.7	918	87.6	
	その他										
	2	1.1	11	4.0	11	3.1	16	7.0	40	3.8	
	回答自治体数										
	188	100	273	100	359	100	228	100	1,048	100	

母子保健情報の電子化（データ化）を進めるに当たっての課題

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 母子保健情報の電子化（データ化）を進めるに当たって、自治体職員によるデータ入力業務の増大、電子データ化のためのシステム導入・保守に必要な財源の確保が、多くの市町村で課題として挙げられている。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)
自治体職員によるデータ入力業務の増大	404	76.5	360	79.5	402	83.8	228	81.4	1,394	80.1
電子データ化のためのシステムの導入・保守に必要な財源の確保	291	55.1	286	63.1	352	73.3	230	82.1	1,159	66.6
データ入力・閲覧に必要な物品(端末等)の確保	101	19.1	170	37.5	228	47.5	160	57.1	659	37.9
外部業者に電子データ化を委託するために必要な財源の確保	126	23.9	150	33.1	219	45.6	151	53.9	646	37.1
健診現場などで直接データ入力をしてもらうための協力・理解	105	19.9	134	29.6	184	38.3	129	46.1	552	31.7
SE（システムエンジニア）等のデジタル人材の確保	86	16.3	110	24.3	158	32.9	121	43.2	475	27.3
特になし	54	10.2	32	7.1	18	3.8	7	2.5	111	6.4
その他	26	4.9	21	4.6	23	4.8	20	7.1	90	5.2
回答自治体数	528	100	453	100	480	100	280	100	1,741	100

母子保健情報のデジタル化のプロセスにおける現状と課題③

⑤電子化 ※紙媒体の場合

現状	課題
<ul style="list-style-type: none">・ 83.5%の市町村で、情報管理システムへのデータ入力には自治体職員が行っている。特に、規模の小さい市町村では、自治体職員が入力する割合が大きい。	<ul style="list-style-type: none">・ 電子化を進めるに当たって、自治体職員によるデータ入力業務の増大が課題。また、電子データ化のためのシステムの導入・保守に必要な財源の確保が必要。

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

➤ ①問診票の回答、②問診票の確認

➤ ③健診実施、④結果報告

➤ ⑤電子化

➤ **⑥情報管理**

➤ ⑦利活用

➤ ⑧登録、⑨閲覧

母子保健情報を管理するための情報管理システムの導入状況

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- ほぼ全ての市町村（97.0%）で情報管理システムを導入している。
- 一方で、情報管理システムの導入を検討していないし、今後検討する予定もない自治体は全体の2.0%（34自治体）で、そのうち30自治体が人口1万人未満の自治体である。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
(情報管理システムを)導入している	480	90.9	449	99.1	480	100	279	99.6	1,688	97.0
(情報管理システムを)導入していない	48	9.1	4	0.9	0	0	1	0.4	53	3.0
導入を検討中	8	1.5	0	0.0	0	0	1	0.4	9	0.5
現在は導入を検討していないが、今後検討する予定がある	10	1.9	0	0.0	0	0	0	0.0	10	0.6
現在も導入を検討していないし、今後検討する予定もない	30	5.7	4	0.9	0	0	0	0.0	34	2.0
回答自治体数	528	100	453	100	480	100	280	100	1,741	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

情報管理システム上の母子保健情報の保存期間について

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- ほとんどの自治体（81.1%）で母子保健情報の保存期間については定めていないが、保存期間を定めている市町村のうちでは「10年以上」が最も多かった（13.4%）。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
はい (5年未満)	7	1.5	2	0.4	2	0.4	1	0.4	12	0.7
はい (5年以上7年未満)	17	3.5	14	3.1	19	4.0	16	5.7	66	3.9
はい (7年)	1	0.2	1	0.2	0	0.0	3	1.1	5	0.3
はい (8年以上10年未満)	1	0.2	3	0.7	3	0.6	3	1.1	10	0.6
はい (10年以上)	57	11.9	66	14.7	69	14.4	34	12.2	226	13.4
いいえ	397	82.7	363	80.8	387	80.6	222	79.6	1,369	81.1
総計	480	100	449	100	480	100	279	100	1,688	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

母子保健情報のデジタル化のプロセスにおける現状と課題④

⑥情報管理

現状	課題
<ul style="list-style-type: none">・ほぼ全ての市町村（97.0%）で健診情報の情報管理システムを導入している。・情報管理システム上の母子保健情報の保存期間について、13.4%の市町村が10年以上としている一方で、81.1%の市町村がルールを定めていなかった。・医療DXの議論の中で、医療情報を共有・交換できる全国的なプラットフォーム（全国医療情報プラットフォーム）や電子カルテ情報の標準化について検討が行われている。	<ul style="list-style-type: none">・個人情報の取扱など、母子保健情報の保管・管理の仕組みが十分に整理されていない。・母子保健情報の情報管理に係る仕組みについて、他分野での議論の状況を踏まえて対応していくことが必要。

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

➤ ①問診票の回答、②問診票の確認

➤ ③健診実施、④結果報告

➤ ⑤電子化

➤ ⑥情報管理

➤ **⑦利活用**

➤ ⑧登録、⑨閲覧

乳幼児健診のデータと妊産婦に関するデータとの連結状況について

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

○ 乳幼児健診のデータは、多くの市町村（81.4%）で妊産婦に関するデータと連結※されている。

※ 連結とは、例えば、別のデータが、同じシステム内で同一人物（又は親子）の情報として（判別できる形で）管理されている状態、もしくは別のシステムでも同一人物（又は親子）の情報として参照できるような仕組みがある状態等。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)
連結している	378	71.7	381	84.5	409	85.2	247	88.2	1,415	81.4
連結していない	149	28.3	70	15.5	71	14.8	33	11.8	323	18.6
連結を検討中	14	2.7	12	2.7	8	1.7	6	2.1	40	2.3
今後検討する予定がある	19	3.6	9	2.0	14	2.9	9	3.2	51	2.9
今後検討する予定もない	116	22.0	49	10.9	49	10.2	18	6.4	232	13.3
回答自治体数	527	100.0	451	100.0	480	100.0	280	100.0	1,738	100.0

母子保健課調べ（令和4年9月）

妊婦健診のデータと他の健診データとの連結状況について

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より（一部改変）

○ 妊婦健診のデータは、約半数の市町村（56.7%）でがん検診などの健診データと連結※されている。

※ 連結とは、例えば、別のデータが、同じシステム内で同一人物の情報として（判別できる形で）管理されている状態、もしくは別のシステムでも同一人物の情報として参照できるような仕組みがある状態等。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)	度数	割合 (%)
連結している	249	49.4	260	58.8	293	62.5	157	56.9	959	56.7
連結していない	255	50.6	182	41.2	176	37.5	119	43.1	732	43.3
連結を検討中	12	2.4	13	2.9	9	1.9	5	1.8	39	2.3
今後検討する予定がある	20	4.0	16	3.6	12	2.6	5	1.8	53	3.1
今後検討する予定もない	223	44.2	153	34.6	155	33.0	109	39.5	640	37.8
回答自治体数	504	100	442	100	469	100	276	100	1,691	100

母子保健課調べ（令和4年9月）

母子保健情報の活用状況

第6回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会（令和4年12月23日）資料1より

- 母子保健情報は、多くの市町村で母子保健計画等の指標設定・立案等への活用や指標に基づく母子保健事業の評価、対象者個人の支援・フォローアップ等に活用されている。
- 一方で、データの大学・企業等への第三者提供や母子保健アプリと自治体情報との連携を行っている市町村はごく少数である。

	1万人未満		1万～3万人		3万～10万人		10万人以上		総計	
	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)	度数	割合(%)
母子保健計画等の指標設定・立案や予算要求のための説明資料等への活用	180	34.1	218	48.1	269	56.0	183	65.4	850	48.8
指標に基づく母子保健事業の評価	165	31.3	215	47.5	269	56.0	173	61.8	822	47.2
対象者個人の支援・フォローアップ	171	32.4	196	43.3	223	46.5	146	52.1	736	42.3
ポピュレーションレベルでの原因分析	74	14.0	101	22.3	135	28.1	102	36.4	412	23.7
他自治体の指標との比較による母子保健計画等の評価	57	10.8	76	16.8	136	28.3	90	32.1	359	20.6
健診医・医師会に対する精検結果等の集計値のフィードバック	25	4.7	63	13.9	122	25.4	97	34.6	307	17.6
個別ケースの精検結果等を担当した健診医にフィードバック	30	5.7	34	7.5	61	12.7	46	16.4	171	9.8
大学等の研究機関と共同したデータ分析、事業への活用	7	1.3	15	3.3	34	7.1	20	7.1	76	4.4
母子保健関連アプリのデータを自治体の母子保健情報の個人データと連携	12	2.3	11	2.4	12	2.5	5	1.8	40	2.3
自治体の母子保健情報の個人データをAPI連携等で母子保健関連アプリに連携	11	2.1	3	0.7	16	3.3	7	2.5	37	2.1
企業等へのデータの第三者提供の実施	1	0.2	3	0.7	4	0.8	3	1.1	11	0.6
その他	15	2.8	17	3.8	15	3.1	9	3.2	56	3.2
回答自治体数	528	100	453	100	480	100	280	100	1,741	100

母子保健情報のデジタル化のプロセスにおける現状と課題⑤

⑦利活用

現状	課題
<ul style="list-style-type: none">母子保健情報については、半数程度の市町村において、母子保健計画等の指標設定・立案、指標に基づく母子保健事業の評価、対象者個人の支援・フォローアップ等に活用されている。81.4%の市町村で乳幼児健診のデータと妊産婦のデータが、56.7%の市町村で妊婦健診のデータとがん検診等の健診データが連結されている。【再掲】医療DXの議論の中で、医療情報を共有・交換できる全国的なプラットフォーム（全国医療情報プラットフォーム）や電子カルテ情報の標準化について検討が行われている。大学等の研究機関と共同したデータ分析企業等へのデータの第三者提供を実施している市町村はごく少数である。アカデミアが保有する情報と自治体が保有する母子保健情報を連携することで、新たな母子保健施策の提言が可能となる可能性がある。	<ul style="list-style-type: none">データ分析等を行うための人材確保が困難であることや職員のスキルが不足しているといった課題や、データの有効な活用方法が分からないといった課題がある。個人情報の取扱など、母子保健情報の保管・管理の仕組みが十分に整理されていない。母子保健情報の利活用に係る仕組みについて、他分野での議論の状況を踏まえて対応していくことが必要。

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

- ①問診票の回答、②問診票の確認
- ③健診実施、④結果報告
- ⑤電子化
- ⑥情報管理
- ⑦利活用
- **⑧登録、⑨閲覧**

母子保健情報のデジタル化のプロセスにおける現状と課題⑥

⑧登録、⑨閲覧

現状	課題
<ul style="list-style-type: none">・ マイナポータルを通じて閲覧可能な母子保健情報として「標準的な電子的記録様式」、「最低限電子化すべき情報」が定められている。これらの情報はAPI連携により個人のアプリに取得することが可能となっている。・ 母親とこどもの母子保健情報について、母親やこどもの情報が誰に帰属し、PHRとして誰が閲覧することが適当かが必ずしも明らかでない。・ 【再掲】医療DXの議論の中で、医療情報を共有・交換できる全国的なプラットフォーム（全国医療情報プラットフォーム）や電子カルテ情報の標準化について検討が行われている。	<ul style="list-style-type: none">・ マイナポータルを通じて閲覧可能な母子保健情報について、充実の余地がある。・ 母子保健情報について、どのような情報を誰がどのような観点で活用するのか、という視点を踏まえた検討が必要。

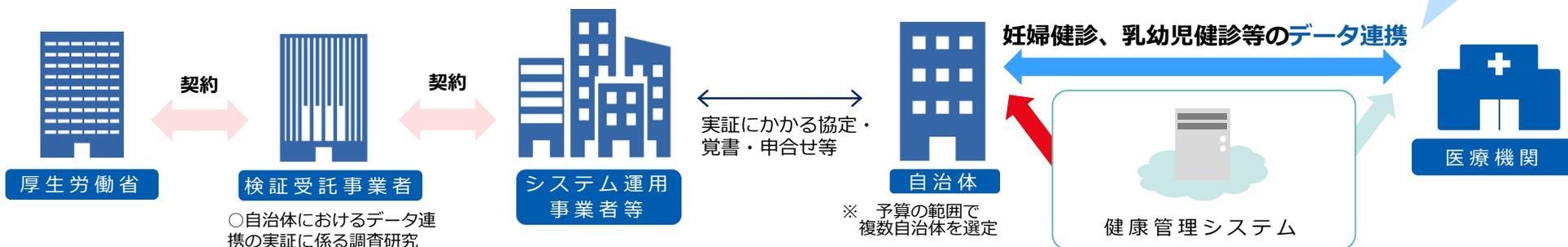
1 事業の目的

- 現状、妊婦健診、乳幼児健診の結果等については、実施者が母子健康手帳に記入するとともに、自治体が医療機関から提供された健康診査の結果等を、健康管理システムやマイナポータルの中間サーバーに登録しているが、自治体における登録までには数ヶ月かかっており、速やかな母子保健情報の電子化・閲覧ができていない状況にある。
- このため、モデル的に複数の自治体において健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携等を行い、母子健康情報のデジタル化の課題等を検証した上で、全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する。

母子健康手帳のデジタル化のためには、医療機関の情報のデータ連携が必要

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 予防接種デジタル化事業の実施状況を踏まえつつ、母子健康情報デジタル化の全国展開に向けた検証事業を実施する。



(事業の流れ)

- ① データ連携の実証事業に係る調査研究を行う事業（検証受託事業者）の調達
- ② 本実証事業に参加を希望する自治体を公募
- ③ 当該自治体が連携するシステム運用事業者等と検証受託事業者との間で契約
⇒ 検証実施

<自治体と医療機関の連携>

- ▶パターン① 自治体の健康管理システムの改修
- ▶パターン② 医療機関の電子カルテシステムの活用
- ▶パターン③ PCやタブレット端末の活用

<自治体と妊産婦等との連携>

- ▶パターン④ 母子保健アプリや母子保健情報の電子化ツールの導入

※ PHRの観点より、個人が自らの保健医療情報を管理できるように、マイナポータルを活用した情報共有・連携について検討すること。

3 実施主体等

- 【実施主体】民間団体（公募により決定）
- 【補助率】定額

1 目標

- 母子保健情報の各プロセスについて、現状の把握を行った上で課題を整理し、課題に対する実現可能な対応策の検討や提示を行い、母子保健情報のデジタル化、DX化に向けた施策の検討に資する知見を得ることを目標とする

2 求められる成果

- 母子保健情報の発生から利活用に至るまでの一連の流れ（妊婦健診や乳幼児健診等の健診等実施時の結果の記録、医療機関から自治体への情報共有、（紙媒体等で提供された場合等の）情報の電子化、情報の管理、行政等によるデータの利活用、といったプロセスや、医療機関のカルテ情報等の情報との連結、個人情報保護法に係る適切な対応、母子保健情報のデータ規格の標準化の推進等の取組、など）について、医療機関や自治体等における各プロセスの現状を明らかにし、課題を分析し、提示すること。
- 自治体や民間事業者のヒアリングや事例収集等を通じて、上記で整理した各プロセスにおける課題に対する実現可能な対応策を、複数パターンで検討・提示すること。
- 自治体等の行政が保有する母子保健情報を実際に利活用することにより、母子保健情報の具体的な利活用事例を複数提示すること。また、その他、実現可能な母子保健情報の利活用の方法について整理し提示すること。
- 自治体等の行政が保有する母子保健情報を、自治体や国において事業や政策等に利活用する方法の検討と利活用する際のマニュアルや支援ツールを作成すること。

3 研究費の規模等

- 研究費の規模：1課題当たり年間20,000千円程度※（間接経費を含む）
 - 研究実施予定期間：令和5年度～令和7年度
 - 新規採択課題予定数：1課題程度※
- ※ 研究費の規模等はおおよその目安。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがある。